

神奈川新聞

THE KANAGAWA

2015年[平成27年]

3月5日[木]

先負

ここが知りたい 不動産

相続分与を事前検討

Q 親が建てた家に両親と兄弟と私とで住んで暮らしています。結婚して別居した場合は、この家(財産)は兄弟と私の3人で分けることになるのでしょうか。
A 財産相続は、基本的に法定相続人の割合による分けられます。割合によ

父さんが亡くなった場合は、お母さんと財産の2分の1、兄弟と相談者本人が2分の1、つまり3人が1人6分の1を相続することになります。
両親が相談者本人に全財産を相続するという遺言を書いていたとしても、兄弟の1に対して法定相続分の2分の1が生まれ、兄弟の2分の1が相続の意思表示があつたら、相続の遺留分が2分の1に減ります。
法律で定められていますが、仮にその家を相談者本人が引き継ぎたいというのであれば、両親が健在のうち、兄弟を交えて、相続の財産をどのように分けるか、の

神奈川メディア連携企画

話し合いをしておき、取り決めたことを記録しておいた方がいいと思います。
シー・エフ・ネット
代表取締役・倉橋 隆行
F・M・ヨコハマ(午前8時15分)tvk(ありがとツエイコム(水曜日の昼)、30分)放送中。
※「ここが知りたい不動産」で質問がある方は「231-8445」神奈川新聞社クロスメディア営業局「ここが知りたい不動産」まで質問をお寄せください。
紙面で採用された方には粗品を差し上げます。
毎週木曜日掲載